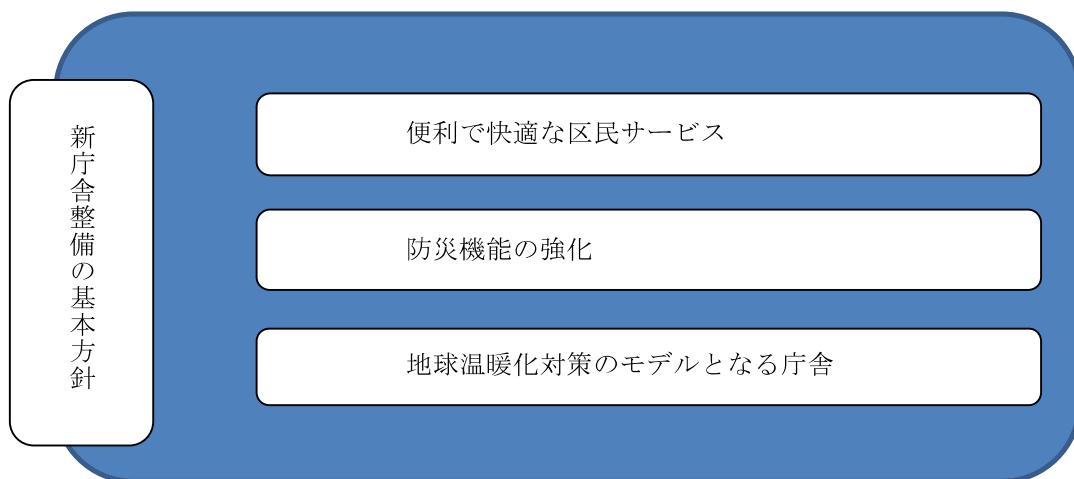


第2章 新庁舎整備の基本方針

第2章 新庁舎整備の基本方針

総合庁舎整備基本構想で示した「めざすべき庁舎像」を踏まえ、新庁舎整備の基本方針を、
庁舎の基本的役割である区民サービス、災害時の司令塔としての機能、区内最大規模の事業者としての責務から整理しました。

新たな総合庁舎は、区民に便利で快適な行政サービスを提供する拠点として、また、災害時に区民の生命や身体、財産を守る司令塔として防災機能の強化を図るとともに、人と自然が共存できる環境づくりに配慮しながら整備します。



1 便利で快適な区民サービス

総合庁舎は、「おもてなしサービスの拠点」として、すべての区民サービスの中核機能を担っているとともに、区民サービスの最も大きな窓口としての役割を持っています。

新たな総合庁舎の整備にあたっては、現在の総合庁舎の抱えるサービス提供上の課題を解消し、窓口サービスの向上をめざします。

そのうえで、快適性、利便性を高めるＩＣＴ技術を積極的に活用するとともに、区民との協働を支えるための機能を強化します。

(1) 窓口サービスの向上

現在の総合庁舎は、待合スペースが狭い等の建物の構造や形状からの課題を抱えています。総合案内のサービスを受けられず、目的の窓口を探す方も多く見受けられます。

このような課題を解消し、誰もが「わかりやすく」「快適に」「迅速な」サービスが受けられる窓口を整備します。

① 利便性の高い窓口配置

新たな総合庁舎では、来庁されるお客様の多い窓口を3階、4階、5階の3層に集約配置し、総合窓口ゾーンとして整備します。

区役所に来庁されるお客様は、転入・転出等の住所異動の届出、出生、死亡、婚姻等のライフイベントの届出、生活や福祉の相談、各種保険料や区民税の納付等、それぞれ目的を持って来庁されます。

新たな総合庁舎における窓口配置は、お客様の来庁目的に沿って、わかりやすさを最優先に、現在の総合庁舎でお客様の満足度が高い分野別総合窓口を中心に配置します。

各窓口は、複数の窓口を利用されるお客様の利便性や業務の関連性に配慮しながらも、原則、お客様が多い窓口から順に、3階、4階、5階と配置します。

なお、スペースの制約等により現在の総合庁舎では実現が難しかった、取扱事務の見直しを進めます。窓口配置の工夫とともに可能な限り、お客様の都合に合わせ、出先機関と本庁舎を自由に選択し利用していただけるよう、検討を進めます。

具体的な窓口の配置、窓口内部のレイアウト、取扱事務の検討にあたっては、わかりやすく、正確で、迅速な申請・届出等への対応と、可能な限り1か所で総合的に解決を図る相談・問合せ等への対応を区分し、それぞれのお客様に満足していただける整備をめざします。

② わかりやすい案内

ア) 総合案内

新たな総合庁舎では、駐車場や自転車駐車場等を地下階に設置する計画であり、これらを利用するお客様は地下階から、利用されないお客様は地上1階から各フロアにアクセスすることになります。

また、現在の総合庁舎では、60%を超えるお客様が駐車場等を利用されており、総合庁舎を駅前交通結節点に移転することにより若干その比率は減少するものの、引き続き、多くのお客様が駐車場等を利用されると見込んでいます。

そこで、新たな総合庁舎の総合案内は、地下階及び地上1階の両方からわかりやすく、アクセスしやすい3階に整備します。

総合案内は、エレベーター・エスカレーターの乗降口に可能な限り近接し、視認性の高い位置となる3階の中央部に設置します。総合案内から各窓口が見渡せるような視認性を確保するために、総合窓口ゾーンでは、中央部に吹抜けを設けます。



←現在の総合庁舎の本館2
階にある戸籍住民課
(建物の構造上と配置から
窓口全体を見渡すことがで
きない)



町田市事例→
(各窓口の場所が1階から見渡
せるような視認性の高い窓口
ゾーン)

イ) フロアマネージャー

新たな総合庁舎では、機動性を高めた案内を実現します。

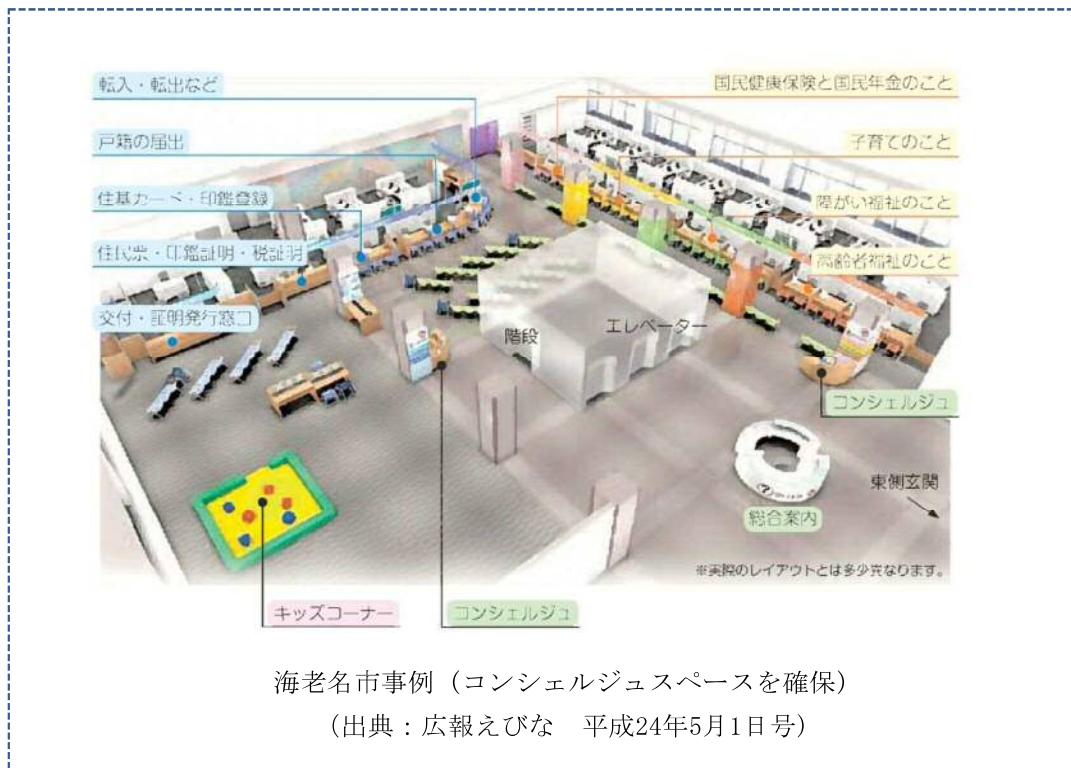
戸籍住民課をはじめ、福祉総合窓口、国保年金課及び子育て支援総合窓口の各窓口に配置されているフロアマネージャーの案内体制を整理し、総合案内と同様に全庁を案内できるフロアマネージャーサービスを実現します。

③ 快適にお待ちいただける空間の確保

本区では、迅速なサービス提供を心掛けていますが、年度末等の住民異動の多くある時期や通知書等を発送した直後には、窓口に多くのお客様が来庁されます。

現在の総合庁舎では、待合スペースと通行スペースが一体となっていること、また、待合、通行及び案内の各スペースが全体として不足していることにより、お客様が立ち止まってフロアマネージャーのサービスを受けづらい、フロアマネージャーのサービスを受けているお客様の周辺を通りづらいという状況があります。フロアマネージャーからは、サービスを丁寧に行うスペースが作りづらい等の課題があります。

新たな総合庁舎では、快適にお待ちいただける待合スペースとともに、通行スペース及びフロアマネージャーのサービススペースを確保します。



現在の総合庁舎では、構造上、お客様の目的の窓口のすぐ近くに十分な待合スペースを配置することができず、離れた場所でお待ちいただくなっている窓口もあります。そのため、待合スペースに空席があっても、多くのお客様が窓口の前で立ってお待ちになっています。

新たな総合庁舎では、多くのお客様をお迎えする3階のフロア中央付近に待合スペースを配置し、窓口がそれを囲む形状とすることで、待合スペースに座られたお客様が窓口全体を見渡すことができるよう整備します。

4、5階では、中央の吹抜けを囲むように、各窓口への視認性の高い場所に分割して待合スペースを配置します。

また、来庁されるお客様が多い3階及び子育て支援総合窓口を配置するフロアには、授乳室、キッズスペース等、お子様と一緒に来庁されたお客様が快適にお待ちいただけるための施設を整備します。



新庁舎「総合窓口ゾーン」のイメージ

④ おもてなしの行き届いた相談対応、応接

総合窓口ゾーン内の相談スペース（相談室・応接ブース・打合せコーナー等）は、各課単位に配置するのではなく、原則、フロア単位に配置することで集約化・共有化を図ります。

また、これらの相談スペースでは、相談する業務等に変更があっても、担当する職員が入れ替わることで、お客様を可能な限り動かさないワンストップサービスを実施します。

(2) I C T 技術を活用した便利な区民サービスの提供

本区では、これまで、統合型行政システムや府内 L A N 、住民情報系システム等の情報システムを活用し、事務処理の高度化・効率化を図ってきました。

新たな総合庁舎においては、これまでと同様に I C T 技術を活用した事務処理を進めるだけでなく、お客様が直接利便性を感じられる快適なサービスを実現します。

① お客様が便利に直接利用できる I C T 技術

新たな総合庁舎では、より一層発展していく I C T 技術を活用して、安心かつ迅速で、お客様が直接利用されることにより、便利だと思っていただけるサービスの提供をめざします。

他自治体の先進整備事例だけでなく、民間事業者の取組みや研究も含め、幅広く検討し、積極的な導入を図ります。

② I C T 技術を活用した便利なサービスの先進導入事例

I C T 技術は、日々進歩を続けており、どのような I C T 技術を新たな総合庁舎の供用開始時点で導入するか、具体的な検討、研究を進めます。

お客様サービスの向上に向けて、大きな効果がある先進導入事例を次に示します。

ア) 申請書作成補助システム

申請書作成補助システムは、お客様に運転免許証やパスポート等の身分証明書を提示していただいたうえで、自治体が保有するお客様のデータに基づき、職員がタブレット端末等を利用して、お客様に代わって申請書を作成するものです。お客様は、本人確認書類の提示と入力が完了したタブレット端末に手書きの署名をするだけで、住民票の写しや印鑑証明書、戸籍証明書等を受け取ることが可能となります。

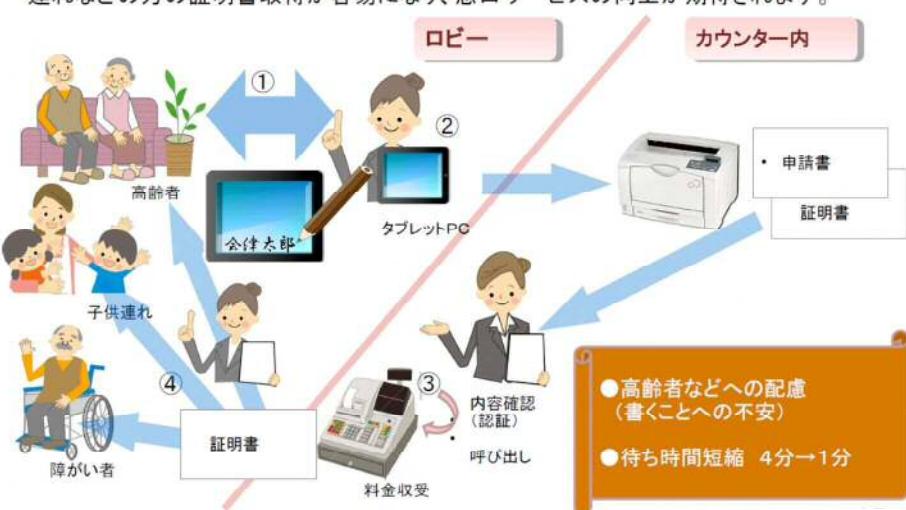
○ 福島県会津若松市 「タブレット受付サービス～『ゆびナビ』システム～」

戸籍関係の証明書等の各種申請を行う際の負担を軽減し、待ち時間の短縮を図ることを目的に、電子端末機を利用した受付サービスを行っています。窓口職員がお客様にかわって申請書を作成します。主に高齢者、障害者、お子様連れの方へのサービスとなります。窓口に来られたお客様に、職員がタブレット端末の画面をお見せしながら、必要な証明書の申請内容を聞き取り、入力していきます。お客様は入力が完了したその端末へ、手書き署名をするだけで、申請書を記入する必要がなく証明書を受け取ることができます。

- ・申請できる証明書等・・・住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍事項証明書（戸籍謄本・戸籍抄本）、戸籍の附票の交付申請（※交付登録している者に限る）

タブレット受付サービスの流れ 【タブレット端末によるサービス】ゆびナビ

職員がタブレットPC操作により申請書の作成を行うことで、高齢者・障がい者又は子供連れなどの方の証明書取得が容易になり、窓口サービスの向上が期待されます。



『ゆびナビ』システムの流れ

(出典：会津若松市 HP)

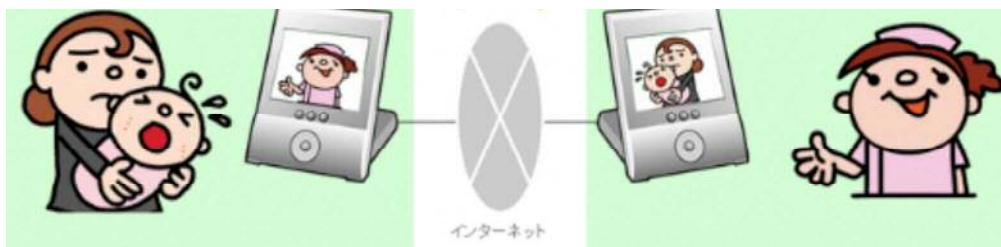
イ) テレビ電話による相談

インターネット等を活用したテレビ電話を利用し、出先機関を通じて、福祉や子育て等の相談等を行うことができます。

○ 長崎県佐世保市 「顔が見える電話相談サービス」

各支所や行政センターと市役所をテレビ電話でつなぎ、利用者と本庁の担当職員が直接やりとりできるサービスを提供しています。

子育て中の方、高齢の方等、市役所に来庁することが困難な市民が各課に直接出向くことなく、健康や育児、介護等の相談をすることができます。手話通訳を必要とする相談や手続きにも対応しています。



「顔が見える電話相談サービス」のシステム

(出典：㈱アイ・コミュニケーション HP)

利用できる相談・手続き内容など	対応部署(本庁)
障がい福祉に関するお尋ねなど	障がい福祉課
手話通訳を必要とする相談や手続きなど	障がい福祉課
母親の悩み事、心配事など(おおむね 18 歳までの子どもの相談)	子ども子育て応援センター
妊娠や育児に関する相談など	子ども保健課
介護保険や高齢者支援に関する相談など	長寿社会課
健康相談、予防接種、敬老パスに関するお尋ねなど	健康づくり課
生活保護に関するお尋ねなど	生活福祉課
新規開業・創業、新事業に関する相談など	産業振興課

利用できる相談・手続き内容等

(出典：長崎県佐世保市 HP)

ウ) 窓口混雑情報

携帯電話やスマートフォン、パソコンから専用ページにアクセスすることで、窓口の混雑状況を確認することができます。所要時間の目安とすることができます。所要時間の目安とすることができるほか、いつ来庁されるかを検討する際にも役立つことができます。

○ 板橋区役所 「リアルタイム窓口情報」

区ホームページ内で、転入・転出の手続きや戸籍関係、福祉関係、国民健康保険等の各窓口での「待ち人数」、「予想待ち時間」をリアルタイムに取得できます。

また、来庁した際には、各窓口の発券機で発券された受付番号を入力することで、窓口の順番を確認することができます。そのほかにも、各窓口の手続きごとに、例年の混雑状況を基に作成した「混雑予想カレンダー」が用意されており、当月及び翌月の混雑状況を事前に確認することができるので、混雑予想日を避けて来庁されることが可能です。

場所	窓口番号	窓口名	詳細	待ち人数	予想待ち時間
南館 1階	2	証明書受付	手続きの詳細は こちら	1人	15分
南館 1階	3	転入届・転居届・印鑑登録・住民基本台帳カード・電子証明書（個人番号カード）	手続きの詳細は こちら	0人	15分
南館 1階	4	住居表示・特別永住者証明書	手続きの詳細は こちら	0人	5分
南館 1階	5	戸籍の届出・相談	手続きの詳細は こちら	1人	15分
南館 2階	21	国保の療養費支給 高額療養費・出産育児一時金	手続きの詳細は こちら	0人	15分

リアルタイム混雑状況
(出典：板橋区 HP)

エ) お客様呼出しシステム

飲食店、フードコート、病院等の民間施設で広く活用されているシステムです。

お客様が注文や受付をする際に、端末機をお渡しして、そのボタンや数字の点滅、バイブレーション、ベルを鳴らす等して、料理の出来上がりや診察の順番が来たことをお知らせするシステムです。

○ 区役所業務での活用について

お客様は、申請した書類等を受け取るまでの間、庁舎内の別の場所で待つことが可能となります。授乳室やキッズスペース、ほかに用事のある窓口等を利用するることができます。



(3) 区民との協働を支える機能の強化

本区は、平成 24 年 12 月に策定した「葛飾区基本計画」で「区民との協働」により「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現を目指しています。これを踏まえて、新たな総合庁舎の整備においても、「葛飾区総合庁舎整備基本構想」の中で、総合窓口、ロビーと調和する交流機能の強化を図ることを、整備の方向性として掲げてきました。

新たな総合庁舎には、区民や地域団体との協働を進めるうえで、区政に関する情報発信の拠点、連携の舞台に相応しい機能を備えます。

葛飾区や葛飾区政を区民に広く知っていただくための区政情報の発信や区民活動の紹介スペース、区民間の交流を育むためのスペースを確保します。

① 総合窓口ゾーン内

新たな総合庁舎では、お客様の利便性を最優先に考え、低層階に総合窓口ゾーンを配置することから、この総合窓口ゾーンの最下層になる 3 階には、多くのお客様が来庁されることを見込んでいます。

そこで、3 階の一部を区政の顔としての空間と位置付け、ここに区政に関する情報発信の拠点としての機能を併せ持たせることで、来庁される多くのお客様に「ふるさと葛飾」を感じ、知っていただくためのスペースを整備します。



総合窓口ゾーン 3 階のイメージ

② 多目的な交流スペースの確保

総合庁舎が移転する建物の1階には、アトリウム等のエントランスロビーが整備される計画となっています。このスペースを活用して、多くの区民が集い、賑わう区民の交流機能を確保します。



区民交流スペースのイメージ

2 防災機能の強化

大規模な地震や洪水等の災害が発生したときには、「葛飾区地域防災計画」に定める対応を迅速かつ確実に実施していくために、総合庁舎に災害対策本部を設置し、災害対策活動の司令塔として応急、復旧、復興活動を推進していきます。

そのためには、災害の発生後も総合庁舎と避難所や防災関係機関等とのネットワークが機能し続けることができる連絡体制を確保する必要があります。同時に、災害対策活動以外の必要な行政活動も継続して果たすことができなければなりません。

新たな総合庁舎は、区民の生命、身体及び財産を守る重要な拠点であることから、以下の3つの防災機能を確保します。

(1) 大規模災害時にも継続的に使用できる耐震性、耐水性の確保、強化

地震、洪水等の大規模な災害があっても被害を最小限にとどめ、来庁者等の安全確保を図るだけでなく、継続して使用できるように整備します。

(2) 災害時におけるインフラ設備の機能強化

大規模災害が発生した直後から、災害対策拠点として継続的に活動できるようにインフラ設備を整備します。

(3) 災害対策本部機能の強化

大規模災害が発生したときに、区内各地の被害状況等を迅速に把握し、的確に対策を実行するために、必要な災害対策本部機能を確保します。

(1) 大規模災害時にも継続的に使用できる耐震性、耐水性の確保、強化

大規模な災害が発生した直後から、災害対策本部としての役割を果たし、その後も応急、復旧、復興活動を行うとともに、必要な行政活動を継続して果たすことができる施設とするため、高い耐震性と耐水性を確保します。

① 耐震安全性の目標

新たな総合庁舎の耐震性能は、「大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる」耐震安全性を確保することを目標にします。

◆耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標	対象施設	重要度係数
構造体	I類	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	拠点庁舎 拠点病院	1. 50
	II類	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	区民会館 避難施設	1. 25
	III類	大地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	上記以外の 一般公共 建築物	1. 00
非構造部材	A類	大地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。		
	B類	大地震により建築非構造部材の損傷、移動が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。		
建築設備	甲類	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。		
	乙類	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。		

※重要度係数とは、建物を設計する時に地震の力を割り増しするための係数である。

※ I類の建物は、III類の通常の建物より 1.5 倍強い構造物となる。

※非構造部材とは、外壁、ガラス、内装材（床壁天井）、屋根材等のことを行う。

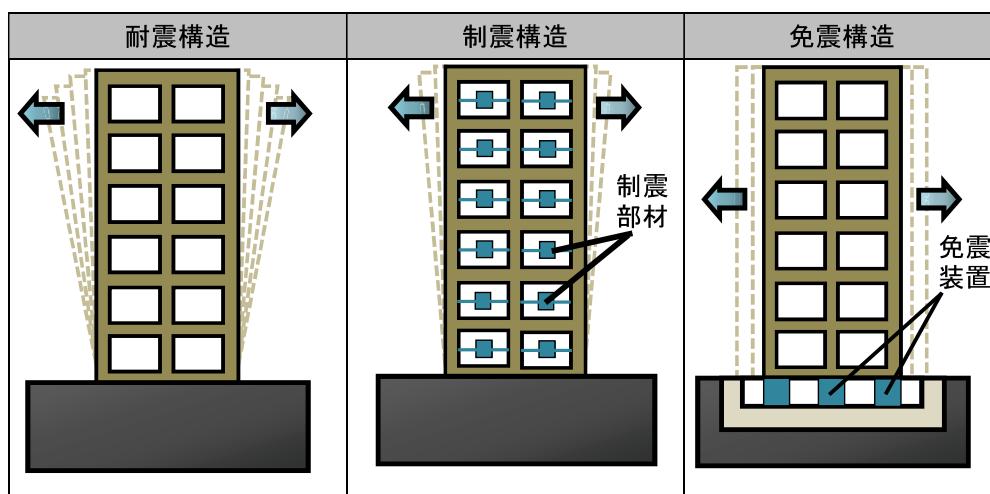
（「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」より作成）

② 耐震方式

建築物の構造体に高い強度と韌性をバランス良く確保します。

大規模災害時にも継続的に使用できる建築物とするために、制震や免震等の技術を活用することで、構造体への衝撃を抑制します。

◆耐震方式のイメージ



③ 洪水による浸水対策

総合庁舎移転の最優先候補地である京成立石駅北口地区は、荒川浸水想定区域に位置しており、荒川氾濫時には、約3~5mの浸水被害が想定されています。

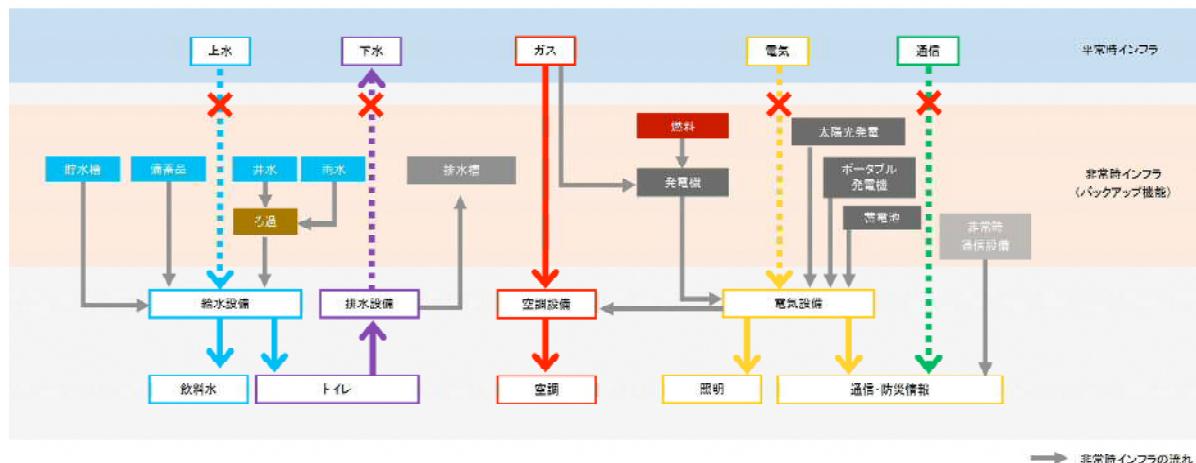
したがって、災害対策本部及び関連諸室は、浸水のおそれのない高さの階に設置します。

また、来庁者等の安全確保を図るだけでなく、中央監視盤、受変電設備、自家発電設備、サーバー等の防災基幹設備や重要な財産、情報を保管、管理する諸室も、浸水のおそれのない高さの階又は屋上に設置します。

(2) 災害時におけるインフラ設備の機能強化

大規模な災害が発生した直後から、災害対策拠点として継続的に活動するためには、ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信）の断絶に備え、非常時インフラ設備（バックアップ機能を有する設備）を用いて必要なエネルギーの供給を確保する必要があります。

◆ライフライン確保のための非常時インフラのイメージ



① インフラ設備の整備方針

平常時インフラ設備と非常時インフラ設備を用いて、複合的に相互利用できるシステムを構築することで、大規模災害等が発生した際にも、電力、上下水道、ガス、通信を確保し、長期間の災害対策拠点としての活動にも対応できる施設とします。

また、空調設備、電気設備や給排水設備は、大地震時の液状化や近隣火災、水害時の浸水を考慮し、3日以上、1週間程度の期間を連続運転できる設備を目指します。

② インフラ設備の具体的な方策

ア) 電力の確保

大規模災害等により、電気の供給が停止する等、平常時に使用している電力が使用できなくなった場合に備え、非常時に使用できる電源を確保します。

大規模な災害が発生した直後の一時的な電力を確保するための設備として、蓄電池設備や無停電電源装置等を整備します。また、災害対策拠点として継続的に活動するため必要となる電力の確保には、非常用発電機や多回線受電等の導入を検討します。

継続的な電力の確保については、複数の電力の確保策を講じるとともに、平常時の電力使用においても経済的な対応ができる手法を検討します。

◆一時的な電力の確保策と継続的な電力の確保策

設備		内容
一時的な電力の確保策	蓄電池設備	<p>主に電気設備分野で用いられる蓄電池設備は、「非常用照明の電源用」、「受変電設備の制御電源」となり、蓄電池、整流装置等で構成されています。</p> <p>停電時には、一定時間、直流電源を供給することで防災負荷の始動や、非常用照明の点灯、受変電設備の電源等に使用されています。</p>
	無停電電源装置	<p>無停電電源装置は、高い供給信頼性が必要となるコンピューターや通信、防災、制御機器等で使用されています。</p> <p>停電時には、予備電源により電力がコンピューター等に供給され、電源変動による機器故障を防止し、大切なデータの破損や消失も防ぐことができます。</p>
継続的な電力の確保策	非常用発電機	<p>非常用発電機は、燃料を用いて発電することのできる設備です。中圧ガス、重油といった燃料を使用する発電機等、複数の種類があります。</p> <p>中圧ガスは、道管の耐震性の構造から大規模災害時にも遮断されるリスクが低く、非常時の電力の確保のほか、平常時の電力としても活用できます。</p>
	多回線受電	<p>電力会社の配電線が故障した場合には、復旧までの間、停電となります。このため、電力会社からの配電線を複数回線として「本線予備線受電」を用意することで、本線が故障しても、予備線へ切替えを行い、停電後も継続して電力を使用することができます。</p>

イ) 給水の確保

大規模災害等の発生による上水道寸断時に備えて、耐震貯水槽や防災井戸等を整備することで、飲料水及び雑用水を一定期間分確保します。

ウ) 排水の確保

大規模災害等の発生による下水道寸断時に備えて、建物内及び敷地内の排水を一時的に貯留するための設備として、非常用排水槽（汚水槽、雑用水槽）を整備します。

エ) 通信手段の確保

災害発生後に刻々と変化する状況の中で、被害情報や避難情報、災害対策拠点の対応状況等の情報を迅速かつ的確に収集伝達し、区全体で状況認識の統一を図れるように、危機事案発生時でも活用できる通信手段設備を整備します。

(3) 災害対策本部機能の強化

災害対策本部を構成する諸室のうち、災害対策本部会議室、本部事務局室、指令情報センター、危機管理担当部門等の本部中枢機関は 1 フロアに整備します。また、関連する区長室、広報課、総務課等も含め、近接したフロアに整備することで本部機能の迅速化を図ります。

◆災害対策本部の整備方針

災害対策本部機能 具体諸室	整備方針
災害対策本部会議室	<ul style="list-style-type: none">・本部長(区長)、副本部長(副区長)、本部員及び防災関連行政機関(自衛隊、警察、消防等)が参考し、被害状況や対応状況を報告して、情報の共有を行うとともに、総合的な対策方針を決定する場として必要な整備を行います。
本部事務局室	<ul style="list-style-type: none">・平常時は、災害対応を統括する部署の執務室、危機事案発生時には、即座に災害対策本部の事務局室となります。・危機事案発生時の被害状況や対応状況に関する情報の収集、分析、対策の立案に必要な規模を確保します。
オペレーションルーム	<ul style="list-style-type: none">・区及び防災関連行政機関が一堂に会せるホール空間で、危機事案発生時の被害状況や対応状況に関する情報を一元的に集約し、分析、整理して、情報を共有する場を確保します。
関係機関執務室及び 調整等会議室	<ul style="list-style-type: none">・防災関連行政機関が災害対策に係る個々の業務について、その具体的な業務分担と業務の範囲、その実施計画等を協議、調整する場を確保します。・防災関連行政機関が使用する執務室や調整等会議室として多数の部屋が必要になるため、状況に応じて分割できるように可動間仕切り等を設置します。
プレスセンター	<ul style="list-style-type: none">・区、国、都、防災関連行政機関等が記者発表するための部屋で、会見を行わない間は、報道機関の関係者が待機、執務することとなります。・専用室として確保し、平常時にも記者発表するための部屋として利用します。
休憩室、シャワー室	<ul style="list-style-type: none">・災害対応を行う本部要員等が休息をとるための部屋です。休憩室には、仮眠室、更衣室等を含みます。・男女別に設けます。
防災備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部要員及び非常時優先業務を担う職員が一定期間執務するために必要な食料や水、関連資料や資機材等を備蓄するための部屋を確保します。
指令情報センター	<ul style="list-style-type: none">・避難所、防災関連行政機関への一斉指令のための通信設備及び統制機器等を設置するとともに、設備システムの管理を行う部屋を確保します。
緊急救助用スペース (ホバリングスペース)	<ul style="list-style-type: none">・救助活動をしたり、物資を運んだりするための緊急救助用スペースを整備します。

3 地球温暖化対策のモデルとなる庁舎

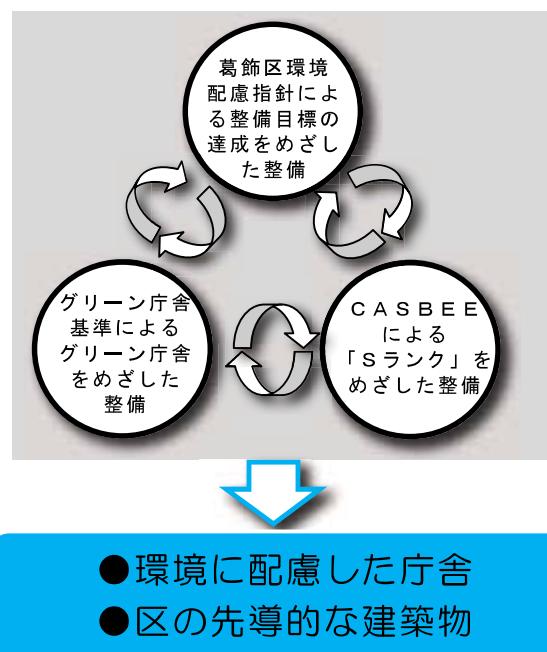
現在の総合庁舎は、建物や設備自体が老朽化していることにより、抜本的な環境配慮への対応が図りにくい状況にあります。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正や、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に規定する地球温暖化対策報告書制度の改正等、環境行政を取り巻く情勢が変化する中、本区は様々な環境施策を進めるとともに、本区自らも地域社会における事業者、消費者として、関係法令の理念を踏まえつつ、率先的かつ積極的な環境配慮行動を進めていきます。

新たな総合庁舎の整備においては、本区の環境への取組みを体现する施設として、省エネルギー技術や再生可能エネルギー等を採用することで環境負荷低減対策に率先して取り組むとともに、このような取組みを区民や事業者に積極的に公開していくことにより、環境配慮やその技術に対する関心を高め、地域における地球温暖化対策の実践を促進します。

(1) 環境整備の方向性

「葛飾区環境配慮指針」、「グリーン庁舎基準（官庁施設の環境保全性に関する基準）」、「C A S B E E(建築環境総合性能評価システム)」は、本区の環境政策、国の官庁整備、我が国の建築環境評価のそれぞれの立場から、環境整備に対する一定の基準を示すものであり、本区の新たな総合庁舎の整備においては、この基準における一定以上の環境性能を実現することをめざします。



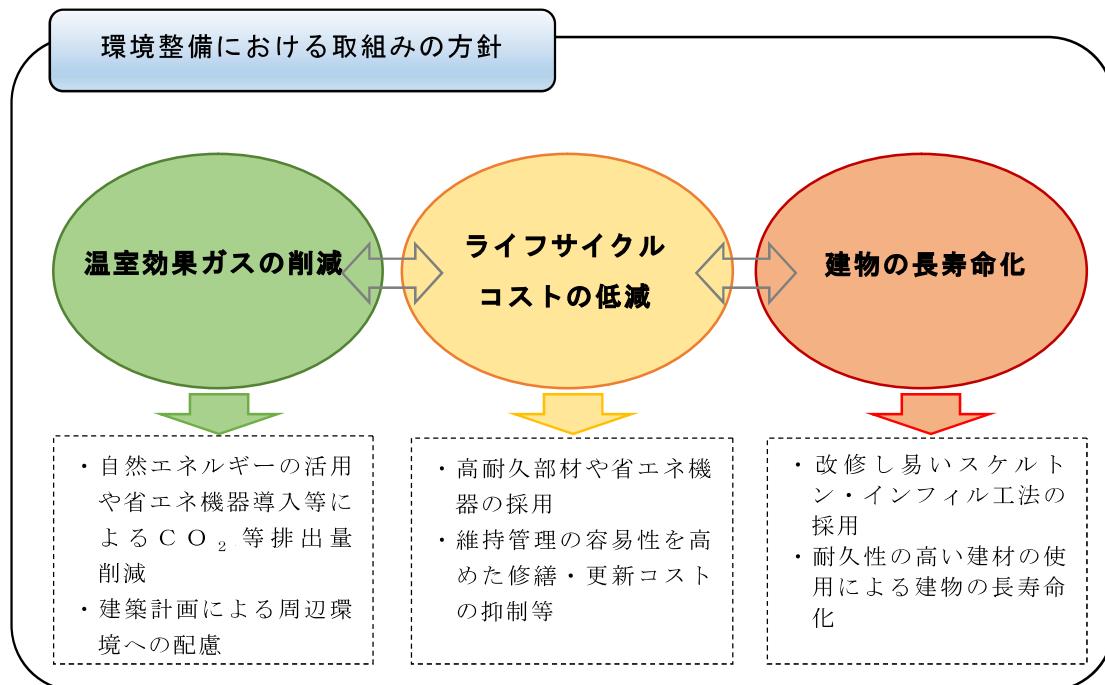
【参考】

- * 葛飾区環境配慮指針（平成 22 年 3 月策定）・・・「環境に配慮した街づくり」の実現のため、区の施設・公園・道路等の街づくりにおいて一定の環境配慮の水準や必要な技術的事項（環境性能基準）を定め、環境配慮の方向性について明確に示す基本的な指針である。これに基づき、「計画・設計」「施工」「管理・運用」の各段階においてエネルギー使用の合理化や資源の適正利用、自然環境・生活環境の保全を図るとともに、緑化、有害物質対策、環境負荷の少ない製品の使用等直接または間接的な環境負荷をできる限り低減し、周辺環境、景観との調和、生態系等に配慮して街づくりを進める目的とするもの
- * グリーン庁舎基準（官庁施設の環境保全性に関する基準）・・・国土交通省が定めているもので、建築物の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮し、我が国の建築分野における環境保全対策の模範となる官庁施設として「環境負荷低減に配慮した官庁施設（グリーン庁舎）」の整備を推進している。
- * C A S B E E（建築環境総合性能評価システム）・・・省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用等の環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮等も含めた建築の品質を総合的に評価するシステムである。また、「S～C ランク」の 5 段階のランキングが与えられることも大きな特徴である。一部の地方公共団体では、一定規模以上の建築物を建てる際に、環境計画書の届出を義務付けており、その際に C A S B E E による評価書の添付が必要となる等、届出制度としての活用が進んでいる。

(2) 環境整備における取組みの方針

前述した各指針等の基準における一定以上の環境性能を実現するための整備項目には様々なものが考えられますが、本区では、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量を削減することが重要であると考えています。

新たな総合庁舎の整備にあたっては、省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進することで温室効果ガスの削減をめざすとともに、ライフサイクルコストの低減を図りながら、庁舎自体の長寿命化を実現します。



(3) 具体的な取組項目

具体的な取組項目については、他自治体における庁舎整備の事例や民間ビルで採用されている取組内容等を踏まえ、3つの取組方針との適合性を考慮し、以下のとおり選定しました。選定した項目のうち、どれを採用するかは、建築物の設計段階でその内容を踏まえて具体化します。

◆具体的な取組項目（1）

取組項目		3つの取組方針		
大項目	具体的取組内容	温室効果ガスの削減	ライフサイクルコストの低減	建物の長寿命化
自然エネルギーの活用	【自然採光】 自然光を有効に取り入れるデザインにより照明負荷の低減を図ります。	○	○	
	【自然通風】 開口部や吹抜け等から通風、換気を確保することによって、冷暖房負荷の低減を図ります。	○	○	
	【太陽光発電】 太陽光発電設備を設け、電力消費の低減を図ります。	○	○	
	【雨水利用】 雨水利用により、トイレの洗浄水、冷却・冷房用水、散水等に利用することで、上水道の使用水量を低減します。	○	○	
	【地中熱発電】 外気温と比較して夏は低温に冬は高温になる地中熱を利用して、外気が地中を通るときに放熱、吸熱することで空調負荷の低減を図ります。	○	○	
建築物の仕様による工夫	【外壁、屋根の断熱】 外壁、屋根は断熱材を使用し、冷暖房負荷の低減を図ります。	○	○	
	【窓部の断熱】 高断熱ガラス、サッシ等を使用し、冷暖房負荷の低減を図ります。	○	○	
	【日射遮蔽物の設置】 ブラインド、オーニング、ルーバー、庇等により日射量を制御し、照明・冷暖房負荷の低減を図ります。	○	○	
	【緑化の推進】 敷地内、屋上・壁面緑化を行うことで、建物の熱負荷の低減や景観の向上等を図ります。	○	○	
	【外断熱】 建物の外壁外側に断熱層を設けることで、熱損失を低減します。	○		

◆具体的な取組項目（2）

取組項目		3つの取組方針		
大項目	具体的取組内容	温室効果ガスの削減	ライフサイクルコストの低減	建物の長寿命化
設備システム上の工夫	【照明機器の省エネ対策】 LED照明、連続・段調光等を採用し、電力消費量を低減します。	○	○	
	【蓄熱システムの導入】 安価な夜間電力を利用して蓄熱し、昼間の冷暖房に利用します。	○	○	
	【BEMSの導入】 ビル経営管理からエネルギー管理まで、ビルに関する全ての管理を一括して行い、消費エネルギーの低減を図ります。	○	○	
	【空調機器の省エネ対策】 冷暖房機器は、より効率の高い熱源機器を採用し、電力消費量を低減します。	○	○	
	【給湯機器の省エネ対策】 熱源器の効率がより高いものを採用し、電力消費量を低減します。	○	○	
	【エレベーターの省エネ対策】 可変電圧可変周波数制御方式を採用し、電力消費量を低減します。	○	○	
	【節水システム】 節水コマ、自動水栓、定量止め水栓、泡沫機能付水栓、湯水混合水栓、節水型トイレ等を採用し、水消費量を低減します。	○	○	
	【不在者部位消灯システム】 人と明るさに反応し、自動的に点灯、消灯するシステムをトイレや廊下等常時滞在しない部位に設置することで、電力消費量を低減します。	○	○	
	【全熱交換器】 排気と外気を熱交換させる全熱交換器により、空調負荷の低減を図ります。		○	
	【コーポレートネーションシステム】 発電機を用いて発電し、その排熱を回収して給湯や冷暖房等に熱を供することで、エネルギー消費の低減を図ります。	○	○	
	【パーソナル空調】 空間全体ではなく、限られた一部の場所を空調、換気をする方式により、空間全体の空調を使用しないことで、エネルギー消費の低減を図ります。	○		

◆具体的な取組項目（3）

取組項目		3つの取組方針		
大項目	具体的取組内容	温室効果ガスの削減	ライフサイクルコストの低減	建物の長寿命化
資機材調達等の工夫	【低環境負荷材料の使用】 使い捨て材料を最小化し、リサイクル材料等を積極的に採用することで資源の有効活用を図ります。	○		
	【エコマテリアルの使用】 間伐材や森林認証・ラベリング(CoC認証)された木材を使用し、資源の有効活用を図ります。	○		
	【非フロン断熱材の使用】 非フロン断熱材を使用することで、CO ₂ 排出量を削減します。	○		
	【空調設備の冷媒】 オゾン層破壊物質を含まない冷媒を採用します。	○		
工法等の工夫	【スケルトン・インフィル】 建物の修繕・更新が容易となる工法を採用します。		○	○
	【維持管理が容易な設計】 維持管理作業に適切なスペース、着脱可能な天井、壁システム等を採用します。		○	○
	【柔軟な空間変更が可能な設計】 階高、床面積、床荷重、設備容量、配管スペースのゆとりを持たせます。		○	○
	【非構造部材の耐久性等】 耐久性・耐火性・保守性に優れた材料を使用します。		○	○
周辺環境への配慮	【日照障害対策】 建物配置、建物形状等の工夫により、周辺地域への日照障害の範囲を少なくします。	○		
	【風害対策】 建物配置、建物形状の工夫、植栽の設置等により、風害を抑えます。	○		
	【光害対策】 光害の発生源となる可能性があるものを予測し、周辺環境や周辺住民の生活へ影響を及ぼさないようにします。	○		
	【電波障害対策】 建物配置、建物形状等の工夫により、電波障害の範囲を少なくします。	○		
	【地下水への影響防止】 工事の工法を工夫することにより、地盤沈下や地下水の水量、水質への影響を抑えます。	○		
	【騒音、振動対策】 工事中に周辺地域に影響を与える騒音、振動を最小限にするため、低騒音・低振動工法の採用や配慮により、周辺地域の生活環境への影響を最小限にします。	○		

◆新たな総合庁舎の地球温暖化対策への主な取組みイメージ

